

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

(1) 請求人

代表（住所）木津川市兜台2丁目2-1 高の原アーバンF305

（氏名）呉羽 真弓

（住所）

（氏名）

（住所）

（氏名）

（住所）

（氏名）

（住所）

（氏名）

(2) 請求の提出

平成20年8月8日に、地方自治法（以下、「地自法」という。）第242条第1項の規定により、請求があった。

第2 請求の趣旨

(1) 支出の違法性・不当性

平成19年4月22日に執行された木津川市長選挙及び木津川市議会議員選挙において、木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下、「公営条例」という。）により、公費支出された選挙運動用ポスター（以下、「ポスター」という。）の作成費用、選挙運動用自動車の使用料、燃料代及び運転手報酬について、違法若しくは不当であると主張している。措置請求書により指摘されている内容を列挙すると以下の18項目があげられる。

①真実でない請求は、公営条例（第2条及び第3条）に違背する。

②地自法第2条第16項及び同条第17項の規定により、過払いの公費支出は違法である。

③地方財政法第4条第1項に違反している。ポスター代の50%を超える部分は通常相場よりも著しく高額で、地自法第2条第14項の「最小の経費で最大の効果」及び地財法第4条第1項「必要かつ最小限度をこえて支出してはならない」の規定に違反する。

④ポスターの作成契約を209枚としている候補者24名は、契約枚数を少なくすることで、一枚あたりの金額を水増ししている。

⑤限度額100%を請求している候補者3名のうち、2名は同じ印刷業者と契約しているが、収支報告書に選挙運動用ハガキの記載がなく、確認をすべきである。

- ⑥契約枚数が 209 枚を超える候補者の内、収支報告書に私費での負担の記載がない候補者が 4 名いるため、公費に入れ込んでいる可能性がある。
- ⑦選挙カーの契約について
候補者又は家族の自家用車を使用し、公費で負担するのは違法。
- ⑧契約業者の標準価格を超える部分は違法。
- ⑨選挙カー用看板枠あるいは音響設備を含んでいる場合は、その部分が違法。
- ⑩選挙運動期間の 7 日間を契約期間としている候補者が 14 名いるが、真実性がない。
- ⑪選挙運動期間の 7 日間を超える契約期間の候補者の内、10 名は全額が公費負担であり、条例に違反している。
- ⑫1 名の候補者は、自己の経営する会社の自動車を使用しており、公費での負担は不適切である。
- ⑬大手レンタカー事業者での賃貸で、軽自動車と普通自動車が同額の上限額で交付されていることは不適切である。
- ⑭運転手は 1 名から数名であるが、1 日 12 時間又はその大部分を 1 名で運転することは不可能。7 日間を 1 名から数名で動かすのも不可能。
- ⑮公費の支出先が真実の運転労働を担ったものでなければ違法である。
- ⑯収支報告書に、運転手日当 7 日分を無償労務提供として報告している候補者があり、運転手に支払われているか疑わしい。
- ⑰選挙運動期間終了後に給油した 27,720 円の支出は不適切。
- ⑱軽自動車を使用した候補者 2 名は、軽自動車のタンク容量を超える給油量となっており、確認すべきである。

(2) 請求人の主張する損害

前掲の 18 項目について、具体的な損害額を特定できる項目は、⑫及び⑰であり、他の項目については、具体的損害の特定がなく、損害が発生している可能性を指摘し、調査や確認を求めている。

(3) 請求人の求める措置

請求人は、(1) で列挙した項目について、監査により、水増し等の不正請求や過払いとなる支出による損害を確認し、その損害を回復するための請求を行うよう木津川市長に勧告することを求めている。

(4) 請求人による証拠の提出及び意見の陳述

地自法第 242 条第 6 項の規定による証拠提出及び意見陳述の機会を与え、平成 20 年 9 月 11 日に請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を行った。その結果は以下のとおりであった。

①請求人による新たな証拠提出

- ・議会事務局からの選挙公営監査請求についての事務連絡通知（写し）
- ・市長選に係る 2 候補者の選挙運動用公費負担分の支出負担行為伺書兼支出命令書及び添付資料

- ・ 8月12日付朝日新聞選挙カー燃料費の記事・市長選挙に関する資料及び関連する新聞記事の写し

②請求人による意見陳述（概要）

- ・ 請求者代表 呉羽 真弓氏

そもそも、選挙公営制度というのは公職選挙法を根拠とした制度であり、全国的に同様の制度となっています。現在、多くの府や県、市等で監査請求等が提出されている実態があります。今週、同時期に岐阜県議選に関わる選挙カーの燃料費、運転手代の監査請求、日進市（愛知県）でもポスター代等水増し請求の監査請求も行われております。また、岐阜県美濃市でも行われたようです。先ほど、資料でお渡しした新聞記事は富山県議選に関わって、候補者が選挙カーの燃料代の自主返還をされたことの記載のあるものです。富山県の選管も規定を改正し、詳しい資料の提出を義務付けたという報道であります。記事によると他県でのガソリン代の過大請求が相次いでいることから、給油業者に選挙カーのナンバーと納品書の写しの提出を義務付けるとあります。昨年の岐阜県議選の住民監査請求において、監査委員は候補者とポスター作成事業者すべての調査を実施しているし、日進市（愛知県）においても、監査委員は関係者（候補者と事業者）に契約書、見積書、価格表等の提出を求めることをし、本来の監査を実施されている例が見られます。是非とも、木津川市においても、現行で提出を求められている資料のみで監査をすることなく、住民に疑念をもたれることのないような監査がなされることを重ねて求めます。

先にお渡しした参考資料で木津川市議会事務局からの事務通達ですが、この8月29日付で各議員に配布された選挙公営監査請求費について、議会の事務局がこのような文書を配布されたことの意味は大きいと思います。そこには、他の自治体における例として6点あります（事例省略）。これらの事例におきましては、故意ではなく勘違いであっても不正とみなされますと付け加えた上で、議員の皆様に関係書類の確認を要請されています。そのことの意味は非常に大きく、今後の監査が慎重かつ丁寧にされることを願うわけです。

それでは、具体的に追加の主張に入りたいと思います。既に提出している監査請求書は、市議会議員選挙の候補者を対象としたものであります。今回、市長選に対しても同様の監査を求めるべく、以下不当な点について述べていきたいと思います。

1. ポスター代について、既に証拠書類の第3号証で提出しているが木津川市長選候補者別交付額一覧表に記載があるように供託金の没収につき、申請できなかった1人を除く現市長を含む2名の候補者の契約枚数は市議候補と同じく209枚の上限枚数で契約されています。選挙用ポスターの契約枚数を掲示板の数で契約するというのは、一般的に考えられません。破

れ、汚れ、貼り替え等予備枚数を準備するのが一般的であると考えます。209枚で契約するというのは、公費の対象が209枚であることから、1枚あたりの単価を必然的に高くする、結果として、高くなるという契約方法であるという疑念は拭えません。また、選挙運動用収支報告書を確認しましたが、両候補者ともポスター代の私費分を払ってないので、209枚の契約自体が疑わしいと思います。

2. 選挙カーの契約について、第3号証に記載している選挙カーはいずれもレンタカーを借りています。情報公開請求により入手した資料では、契約期間は不明でありましたが、市議候補同様、上限額が請求額とされ支払われています。選挙カーとして借りる場合、選挙期間だけを借りることは考えられず、期間を超えたレンタル料が支払われていることも否定できません。7日分を超えた選挙カーの借り上げ料を公費で負担することは条例に反しております。契約期間などもあわせて、十分な監査を求めます。
3. 運転手の日当について、運転手の日当に係る両候補者の請求は、運転手1人であります。しかし、選挙運動において1人で1日12時間、もしくは大部分を1人で運転するのは不可能であります。7日の選挙期間を1人で動かすのも不可能であります。他方、何人かで交代して運転する場合、そのうちの特定の1人から数人の日当を支給することも候補者や選挙運動中枢部の公平感が問われることとなり、ありえないことであります。本件において、真実の運転労働を担ったものに対してでない支出の場合は当然違法であり、結論として、請求に基づき交付された金額が当該運転手に全額が最終的に収納されていない場合や回りまわって候補者の選挙運動費用にキックバックされるのも違法でありますので、監査を求めます。
4. 燃料費について、選挙カー1台分、選挙期間7日分の請求しかできません。通常、給油されたときに渡される明細書の添付が義務付けられていないため、そのあたりの内容が確認できないものになっています。先ほど、参考資料として渡した富山県議選の記事によると、3月～6月の間に現職の議員8人を含む9人が納品書などの証拠書類がなく、適正かどうか確認できないとの理由で業者が請求した金額を返還されています。すなわち、証拠書類がない場合は、適正かどうかの確認ができないというのは言うまでもありません。

以上、市議選と併せて市長選の選挙公営について、木津川市監査委員の十分なる監査を求めるものです。住民の税金より支払われる費用であること、そして、私を含む市民の方々とともに監査請求をしているということ、また、この監査請求を市民から寄せられたこの制度自体に対する疑問の声などにしっかり答える意味においても見識ある監査を期待します。

最後に住民監査請求の1年ルールについて述べたいと思います。既に提出している書類にも記載しておりますが、再度お伝えします。

ポスター代やガソリン代などの選挙公営費の支出という点に関しては、住民監査請求の1年ルールが適用されると思います。しかしながら、不法行為である水増しによる損害の回復を怠る事実ということに関しては、判例を既に提示していますように、1年の制限はないはずですので、重ねて十分なる監査を求めます。

・請求人：

(措置請求書の)第4の6項目、運転手手当についてですが、最後の節の2行前に「～提示がない」というのは、私が提示させてもらいました。つまり、ある議員の選挙を応援して、運転手をやってくれと運転免許証のコピーをとられて、他のものと共同してやりました。日当がいくらとかその辺の話とか、選挙公営制度の話も一切なく、日当ももらっていません。こういう事実を申し上げたかったのです。税金を使った形の選挙公営制度としての費用を使っているわけだから公正な使い方をしてほしいという意味で付け加えさせてもらって、監査請求の対象として考えていただきたいということを述べたかったのです。

・請求人：

市長及び市議会議員は公費の使途をチェックすべき立場であるのに、もらえるものはもらってしまおうという水増し請求があるのではないかという意見があります。私は絶対ないと信じていますが、市民は疑いの目で見ているので、市民の立場を考えていただいて、適正な監査を行っていただきたいということでもあります。

第3 監査の実施

(1) 監査対象事項

監査の対象となるのは、平成19年4月22日執行の木津川市長選挙及び木津川市議会議員一般選挙において、公営条例の規定により支出されたポスター作成費用、選挙運動用自動車の使用料、燃料代及び運転手報酬について、監査の対象とした。

(2) 監査対象部局等

選挙管理委員会を監査対象部局として、平成20年8月26日付け文書により、調査依頼を行い、弁明及び事実関係の調査を求めた。調査結果については、別添の報告書として提出された。

(3) 関係人調査

監査委員は、監査対象部局に対する調査と併せて、地自法第199条第8項の規定により、市長選挙及び市議会議員選挙におけるポスター印刷事業者及び選挙運動用自動車の賃貸借契約の相手方に対して、文書による調査依頼を行い、本件請求の中で指摘のあった燃料供給事業者からも事情聴取を行った。

①ポスター印刷事業者に対する調査

調査の方法は、次に掲げるような行為その他の不適切な行為となる事実がない

かどうかを確認するよう依頼し、文書による回答を求める方法で実施した。

ア. 選挙運動用ポスターと同時に選挙運動用ハガキその他の印刷を受注し、契約及び請求はポスター作成のみの契約とした。

イ. 選挙運動用ポスターの契約額を、実際の金額から水増しして公費負担限度額にし、一部を候補者へキックバックした。

ウ. 選挙運動用ポスターの契約枚数は公費負担の上限枚数（209 枚）としているが、実際には契約より多い枚数を作成し候補者へ納品した。

エ. 公費負担の上限枚数（209 枚）を超える作成枚数の契約を行い、候補者から代金を徴収せず、実質的には公費負担分のみで作成した。

市長選挙及び市議会議員選挙を通じて調査対象となる印刷事業者は 17 件で、すべて文書による回答を受けた。

請求人は、第 2、(1) ④のとおり、市長候補者 2 名及び市議候補者 24 名は、契約枚数が上限の 209 枚であり、破れ、汚れ、貼り替え等予備枚数を準備するのが一般的であると考えられることから、1 枚あたりの単価を必然的に高くするための水増しの疑いがあると主張している。

本調査の過程において、印刷事業者から「印刷業では、見本、その他で若干の枚数をサービスしたとしても、あくまで 209 枚の作成契約に基づいて 209 枚を納品したものであり、印刷機を使用して作成した結果、いくらか余分ができたとしても、通常、他に用途もなく手元に残す必要もないことから、納品時に一緒に納めている。こうした部分まで水増しと言われるのは心外である。」という声が寄せられた。監査委員としても、こうした余分の枚数について、何枚までが社会通念上も妥当な枚数で、何枚以上は水増しなのかという判断は困難であり、すでに 1 年数ヶ月が経過して枚数自体の確認もできない状況であることから、本件調査では、209 枚というポスター印刷契約を締結していながら、候補者から納品では 209 枚を超える枚数を要求された場合や、事業者から 209 枚を超える枚数を納品するという条件で作成された場合には、実際の納品枚数をもとに公費負担の額を決定すべきであると判断した。

その結果、ポスター印刷契約について、契約枚数を 209 枚としながら、実際には 209 枚を超える 240 枚又は 250 枚の納品があったことが判明した。このため、実際に契約枚数を超えるポスターを納品した事業者から、木津川市に対して当該超過枚数に相当する金額を返金するとの申出があり、9 月 16 日及び 9 月 17 日に、それぞれ納付された。

請求人が、第 2、(1) ⑤で述べた限度額 100%を請求している候補者 3 名のうち、2 名の候補者は、収支報告書に選挙運動用ハガキの記載がなく確認すべきであるとの主張については、選挙管理委員会事務局で、収支報告書にハガキ代の記載がないすべての候補者に対して確認され、その対象となる 7 名中、6 名が、ハガキ作成費用について収支報告書への記載が漏れていたことを確認された。他の 1 名については、選挙運動用ハガキを作成されていないとのことである。

また、第2、(1)⑥で述べた契約枚数が209枚を超える候補者で、収支報告書に私費負担の記載がない候補者について、公費に入れ込んでいる可能性があるとの主張についても、選挙管理委員会事務局で対象者に確認され、収支報告書への記載が漏れていたとのことであり、各候補者のポスター作成事業者からも、不適切な取扱は一切ないとの回答がなされている。

第2、(1)③において、地方財政法第4条第1項に違反（ポスター代の50%を超える部分は通常相場よりも著しく高額で、地自法第2条第14項及び地財法第4条第1項の規定に違反）と主張しているが、実際にポスターの作成に要する費用は、候補者や印刷事業者によって大きく異なることから、本件請求において請求人の主張する基準を超えることが、直ちに地自法等の規定に違反するという根拠とはならない。

②選挙運動用自動車の賃貸借契約の相手方に対する調査

ポスター作成事業者と同様に、次に掲げるような行為その他の不適切な行為を行った事実がないかどうかを確認するよう依頼し、文書による回答を求めた。

ア. 選挙運動用自動車の公費負担として請求された金額を、実際の金額を水増しして公費負担限度額にし、一部を候補者へキックバックした。

イ. 選挙運動用自動車の公費負担として請求された金額に、選挙運動用の看板や音響設備に係る費用が含まれている。

ウ. 選挙運動用自動車の公費負担として請求された金額に、4月15日から21日の期間以外の使用料を水増しして木津川市へ請求している。

市長選挙及び市議会議員選挙を通じて調査対象となる契約の相手方は16件で、すべて文書による回答を受けた。

請求人は、第2、(1)⑦で、候補者又は家族の自家用車を使用して、公費で負担するのは違法であると主張しているが、候補者又は家族との契約を締結している候補者は存在しない。次に、第2、(1)⑧でレンタカー事業者の通常の標準価格を超える部分は違法であると主張しているが、選挙運動用自動車の賃貸借価格を通常の標準価格とするか否かは、契約当事者の自由意志により決定されるものであり、また、選挙運動という特殊な用途に使用されることから「通常の標準価格」でないことが、直ちに違法と判断する理由には当たらない。

次に、第2、(1)⑨選挙運動用自動車用看板枠や音響設備の費用が含まれている場合は、公営条例における「選挙運動用自動車の使用」以外の費用であり、公費負担の対象とならないとの主張については、監査委員の調査において、レンタカー事業者の内1社から、当該自動車の付属品であるルーフキャリアについては、車両代金に含まれるとの認識から車両代金と併せて請求され、市が公費支出を行っていたことが確認された。公営条例及び木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（以下、「規程」という。）の中では、自動車の範囲が明確でなく、選挙運動用以外の場合でもルーフキャリアを装備したレンタカーが存在することや、その他の付属品の判断基準も不明確であ

ると言わざるを得ない。選挙管理委員会は、京都府選挙管理委員会事務局を通じて、総務省にも確認されたが、基本的に公費支出の対象は自動車のみで、選挙運動用看板の取り付けのためにする装備は含まないものであり、当該ルーフキャリアがオプション扱いであることから含むべきでないとの判断となり、事業者においても市の判断に従うとして、4名の選挙運動用自動車に含まれるルーフキャリアに係る金額について返金するとの申出がなされ、10月1日に納付された。

その他、第2、(1)⑩「選挙運動期間の7日間を契約期間としている候補者が14名いるが真実性がない。」及び⑪「選挙運動期間の7日間を超える契約期間の候補者の内10名は全額公費負担で、条例に違反している。」と主張するが、4月9日の木津警察署における事前審査以後、選挙運動期間の開始日である4月15日の立候補届出日までの間は、選挙運動用自動車として使用できない期間であり、賃貸借契約の期間を4月15日から21日の7日間として使用料を定めるとの契約が、そのことを持って虚偽や条例違反とは認められない。逆に、選挙運動期間以外の期間を含めた契約については、候補者が実際に選挙運動自動車として使用する7日間について使用料を支払うという契約であり、契約期間が選挙運動期間以外にわたることが使用料を上乗せしているとする根拠とはならない。

また、第2、(1)⑫で1名の候補者が自己の経営する会社の自動車を使用しており、公費負担は不適切であると主張しているが、公営条例第3条において契約の相手方として認められない者は、「当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外」であり、監査委員の調査に対する回答においても、適正に会社の経理上で処理されているとのことであり、何ら問題はない。

次に、第2、(1)⑬のレンタカー事業者での賃貸で、軽自動車と普通自動車が同額の上限額で交付されていることが不適切との主張については、第2、(1)⑨で述べたように、候補者とレンタカー事業者の自由な意思による契約であり、例えば軽自動車と普通自動車の契約金額が同額であっても、そのことをもって不適切とは認められない。

③選挙運動用自動車の燃料供給事業者に対する調査

選挙管理委員会に提出された燃料代の請求において、第2、(1)⑱で請求人が主張した給油量の多かった業者に対して照会を行ったところ、同日中に2回の給油を行っているため、燃料タンクの容量を超える給油量となっている。ただし、2名中1名の候補者は、誤って他の自動車への給油1回分が含まれていたことが判明し、候補者から事業者へ確認の上、当該給油に係る金額について事業者から木津川市へ返金の申出がなされ、9月12日に納付されている。

調査対象以外に、第2、(1)⑲の期間終了後の給油に対する支出は、請求人の主張するとおり不適切であり、選挙管理委員会事務局でのチェックが漏れたものであり、同事務局から燃料供給事業者に対して事情説明を行い、9月2日に返金されている。

④その他の請求人の主張について

第2、(1)に列挙した請求人の主張の中で、関係人調査の対象としなかったのは、以下の選挙運動用自動車の運転手に対する報酬であるが、運転手報酬関係の請求人の主張の内、⑭「運転手は1名から数名であるが、1日12時間又はその大部分を1名で運転することは不可能。また7日間を1名から数名で動かすのも不可能。」との主張については、本件請求の求める木津川市に生じた損害の回復を請求するという趣旨からすれば、特定候補者の運転手について二重に請求を受けて支払った等の事実はない。同様に、⑮「公費の支出先が真実の運転労働を担ったものでなければ違法である。」ことについて、選挙管理委員会としては、候補者の作成した使用証明書を添付して請求された運転手に支払うものであり、他の運転労働を担ったものが報酬を受領していないとすれば、候補者と運転労働に従事された方の間で解決されるべき問題であり、木津川市に損害が生じているとは言えず、損害の回復を求める問題とは言えない。

また、⑯「収支報告書に、運転手日当7日分を無償労務提供として報告している候補者があり、運転手に支払われているか疑わしい。」との指摘については、本来、収支報告書に記載する必要のない自動車運転手の労務提供（寄付）を記載されたものであり、候補者が確認した運転手に対して公費支出を行っている。

その他、第2、(1)①の真実でない請求は、公営条例（第2条及び第3条）に違背、②地自法第2条第16項及び同条第17項の規定により、過払いの公費支出は違法、との主張については、前述の調査の結果を踏まえて、請求人が指摘した事項について、前述のとおり調査を行った結果、一部に不適切な支出があったことは事実である。ただし、選挙管理委員会又は監査委員が実施したこれらの調査は、候補者及び事業者に対して確認を依頼したものである。監査委員の調査は、地自法第199条第8項において規定されているが、罰則規定等の強制力はなく、あくまでも依頼であり、不適切な支出とされた事実は、候補者又は事業者が自ら確認し、不適切と判断されたものであり、当初から真実でないことを認識してなされたものとは考えられない。

第4 監査の結果

本件請求については、次のとおり決定した。

本件措置請求事項について、調査を行った結果、請求人が主張したとおり、一部に不適切な支出が確認された。これらの不適切な支出については、すでに支払いを受けていた印刷事業者、選挙運動用自動車の賃貸借契約の相手方、選挙運動用自動車の燃料供給事業者から、木津川市に対して返金の申出がなされ、損害は回復していることから、請求人が求める市長への勧告は、その必要性が消滅したと認められるため、これを棄却する。

今回、市に対して選挙運動費用の一部を返還された事業者については、前述したとおり、選挙管理委員会事務局における点検漏れで支出された対象期間外の燃料代、

候補者の再確認により判明した対象外自動車への燃料代、候補者の誤解に基づくポスター代金、付属品について車両代金に含むものと認識されていた自動車の借上げ費用であり、これらは、決して請求の時点から公営条例の規定に拠らない不適切な公費支出を受ける意図であったとは認められず、調査の過程で判明した不適切な支出と思われる金額を自主的に返還されたものであり、民法第 703 条の不当利得及び同法第 704 条の悪意の受益者に該当するとは認められないことから、利息債権が発生しているとは言えず、返還されたことで、市の損害はすべて回復したものと判断する。

(1) 事実関係の確認

第 3、(3) において述べたとおり、事実関係の確認を行った。

まず、ポスター印刷契約について、契約枚数を 209 枚としながら、実際には 209 枚を超える 240 枚又は 250 枚の納品を受けていた候補者については、単価の水増しを目的としてではなく、公費負担分の契約は 209 枚で行うものという誤った認識で契約を締結し、必要とする枚数を、それぞれ 240 枚又は 250 枚として事業者に依頼されたものであり、本件請求内容を踏まえ、事業者に対して上限枚数超過分を市へ返金することとし、候補者から事業者へ支払われたものである。

また、ポスター作成契約に選挙運動用ハガキ作成費用を含めていないかという点については、選挙管理委員会から、請求人が指摘した 2 名の候補者のみでなく収支報告書に選挙運動用ハガキの記載がないすべての候補者 7 名に対して確認され、内 6 名が、ハガキ作成費用について収支報告書への記載が漏れていたことが判明し、収支報告書の訂正をされた。また、他の 1 名については、選挙運動用ハガキを作成されていないとのことである。

次に、契約枚数が 209 枚を超える候補者の内、収支報告書に私費負担の記載がない候補者について、選挙管理委員会事務局から確認されたところ、収支報告書への記載が漏れていたとのことであり、事業者からも、不適切な事実はないとの回答がなされている。

選挙運動用自動車に関して請求人が主張されていたとおり、選挙運動用自動車に取り付けられた看板や音響設備等の費用が、車両代金と併せて公費支出の対象となっていたことが確認された。公営条例及び規程では、自動車の範囲が明確でなく、選挙運動用以外の場合でも、ルーフキャリアを装備したレンタカーが存在することや、その他の付属品の取扱いについても判断は困難と言わざるを得ない。実際には事業者の判断で、「車両代金」とされた金額でしか判断できない制度であり、今回、前述の判断により付属品代金が含まれていたとして返金された事業者においても、当然に車両の金額に含むとの認識でありながら、明細において付属品と標記されていたことにより返金すべきと判断されたものであり、公費支出の範囲を、こうした明細の表記方法によって判断せざるを得ないことについては、今後の整理が必要である。

その他、選挙運動用自動車の契約期間に関する疑義については、第 3、(3) で

述べたとおり、そのことをもって虚偽や公営条例に違反するとは認められないが、選挙運動期間以外の期間に関する取扱いや、前述の付属品等の詳細内容についても事前に選挙管理委員会において内容を確認し、明確な判断基準を候補者及び事業者に対して明らかにしておくべきと考える。

自己の経営する会社の自動車の使用は、経営者である候補者と当該会社は、公営条例第3条で除外される生計同一の親族ではなく、何ら違法とすべき理由はない。また、レンタカー事業者が、軽自動車と普通自動車を同額の上限額で賃貸していることが不適切との主張は、前述のとおり、候補者とレンタカー事業者の自由な意思による契約であり、例え契約金額が同額であっても、そのことをもって不適切とは認められない。

選挙運動用自動車の燃料供給事業者については、燃料タンクの容量を超える給油量と指摘された候補者と燃料供給契約を締結した事業者を確認したところ、2名中1名の候補者は、誤って他の自動車への給油1回分が含まれており、候補者から事業者へ確認の上で、当該給油に係る金額について事業者から木津川市へ返金の申出があり、9月12日に納付されている。ただし、燃料の使用量は、選挙運動用自動車を運行する範囲や経路、運転の技術、長時間の低速走行という選挙活動特有の事情、選挙用設備の積載などによる車両重量の増加、停車時でもエンジンを止めずにエアコンや音響設備を使用すること、さらに車両自体の排気量や使用年数といった多くの要因で変動することから、具体的な燃料の消費量の適正か否かの判断は異なるものである。今回、明らかに不適切な支出として、他の車両に給油していたケースや、期間終了後の給油に対する支出があったが、現行の公営条例及び規程では、給油量が適切か否かを判断する方法がない。他団体では、納品書の添付を義務付けるといった運用が行われているとのことであり、今後は、木津川市においても、適切な対応を検討される必要がある。

(2) 監査委員の判断

本件請求により、選挙運動費用の公費支出に関する内容を調査したところ、前述のとおり不適切な支出が発見されたことは、誠に遺憾であると言わざるを得ない。その原因としては、すでに述べたような公営制度の運用上の課題点、選挙管理委員会事務局におけるチェック機能の不備、候補者及び事業者等における制度に関する誤解等が挙げられる。

選挙公営の制度は、木津川市長選挙及び木津川市議会議員選挙において、候補者が行う選挙運動の費用を公費で負担することにより、候補者の経済的な負担を軽減し、選挙運動に関する機会均等を図り、自由な選挙運動を行えるようにするための制度である。

その制度の運用については、候補者による自由な選挙運動を保障するという目的に沿うよう、一定の上限額までは公費負担とすることで、候補者自身の選挙運動に関する選択の幅（時期・期間、契約の相手方、契約の目的物、金額等）を最大限に保証するという側面と、あくまでも実費の補償であり、公費支出の対象範囲の適切

な把握が必要という側面とに留意する必要がある。

前項の事実確認を踏まえて、ポスター作成契約並びに選挙運動用自動車の賃貸借契約及び燃料供給契約において、他の地方公共団体で見られた意図的な水増し請求があったと判断する明確な根拠は確認できない。しかし、現行の制度上、候補者と事業者の間に締結される契約内容やその履行状況を、選挙管理委員会において確認できない状況にあり、次回選挙の執行までにこれらの課題を整理して、自由な選挙運動を妨げることがないように十分留意し、適切な公費負担を担保できるようなシステムの整備に努められる必要がある。

今回の監査を通じて明らかになった不適切な支出は、先にも述べたように、公営制度の運用上の課題、選挙管理委員会事務局でのチェック機能の不備、候補者や事業者等の制度に対する理解の不足等によるものと考えられるが、こうした不適切な支出に該当する事実が確認できたことは、制度の改善に向けた課題を把握する貴重な機会とすべきものであり、執行機関においては、市民の視線に立った職務の遂行に努められるよう期待する。

【市長選挙及び市議会議員選挙における公費支出の返還】

候補者名	種類	返還金額	返還日	返還の原因等
大西 宏	燃料代	3,686 円	H20.9.2	選挙運動期間に使用した燃料代ではあるが、給油が 4 月 23 日となり、その旨を明記して選管へ請求されたが、選管事務局でのチェックが漏れて、当該給油分を支出していたため、選管から事業者及び候補者へ連絡し、事業者から市へ期間外分の返還を受け、当該返還額は候補者から事業者へ支払われた。
平田 正之	燃料代	2,793 円	H20.9.12	候補者が事業者を確認したところ、他の車両への給油分が含まれていたことが判明し、事業者を通じて市へ返還された。
中野 重高	ポスター代	52,723 円	H20.9.16	ポスター作成契約について、届出を行なう契約は 209 枚が上限と誤って認識し、実際の納品枚数は 240 枚としていたことから、上限枚数を超過する部分に相当する金額を、事業者を通じて市へ返還し、私費負担分として事業者へ支払われた。
山本 喜章	ポスター代	41,132 円	H20.9.17	ポスター作成契約について、届出を行なう契約は 209 枚が上限と誤って認識し、実際の納品枚数は 250 枚としていたことから、上限枚数を超過する部分に相当する金額を、事業者を通じて市へ返還し、私費負担分として事業者へ支払われた。
島野 均	自動車	6,300 円	H20.10.1	レンタカー事業者は、付属品も車両代金の一部との認識で請求されたが、車両代金に含まないという市選管の見解に従い、左の 4 候補に係る付属品に相当する金額を市へ返還された。
山本 喜章	自動車	23,100 円	H20.10.1	
西岡 政治	自動車	23,100 円	H20.10.1	
深山 國男	自動車	23,100 円	H20.10.1	

調査結果資料

木津川市選挙管理委員会

木津川市長選挙

候補者名	確認結果	確認内容	対 応	収支報告書 訂正の有無	訂正内容	その他の事項	対 応
河井 規子	確認済み	音響設備は自己所有を使用	-	無			
田中 康夫	確認済み			無			

木津川市議会議員一般選挙

候補者名	確認結果	確認内容	対 応	収支報告書 訂正の有無	訂正内容	その他の事項	対 応
橋田 和良	確認済み			有	推薦ハガキ印刷代、ポスター私費分の記載漏れ		
村城 恵子	-			-			
宮嶋 良造	確認済み			無			
堀 輝夫	-			-			
中谷 裕亮	確認済み			有	自動車看板、音響等の費用の記載漏れ		
島野 均	-			-		業者がキャリアも自動車の一部と認識していたため、車両代金にキャリア代金を含んで請求していた。	返還手続き中
炭本 範子	確認済み			無			
長岡 一夫	確認済み			有	推薦ハガキ印刷代の記載漏れ		
尾崎 輝雄	確認済み	音響設備は自己所有を使用	-	無			
倉 克伊	確認済み			有	自動車看板作成、取付費用の記載漏れ		
酒井 弘一	-			-			
岡田 東一	-			-			
西岡 努	確認済み			有	推薦ハガキ印刷代の記載漏れ		
片岡 廣	確認済み			有	推薦ハガキ印刷代の記載漏れ		
木村 浩三	-			-			
中野 重高	確認済み	ポスターについて、209枚で届け出なければならないとの認識から209枚で契約していたが240枚の納品がされていた。(候補者申出)	返還済み	有	ポスター私費分、推薦ハガキ印刷代の記載漏れ		
山本 和延	確認済み			未	ポスター私費分の記載漏れ		
平田 正之	確認済み	候補者が業者に確認したところ、ガソリン供給量について、他車分が含まれていた。(候補者申出)	返還済み	有	ポスター私費分の記載漏れ		
出栗 伸幸	確認済み			無			
七条 孝之	確認済み			有	自動車看板、音響等の費用について記載漏れ		
河口 靖子	確認済み			有	ポスター私費分、看板及びスピーカーの費用の記載漏れ		
曾我千代子	-			-			
織田 廣由	確認済み			有	選挙公営制限度額を超える選挙運動用自動車経費を収支報告書に計上していたため訂正		
呉羽 真弓	-			-			
山崎 音一	確認済み	選挙運動用ハガキは作成していない。	-	無			
大西 宏	確認済み	燃料代支出の内、4/23分について、事業者へ返還を指示し返還済み。	返還済み	無			
山本 喜章	確認済み	ポスターについて、209枚で届け出なければならないとの認識から209枚で契約していたが250枚の納品がされていた。(候補者申出)	返還済み	有	ポスター私費分の記載漏れ	業者がキャリアも自動車の一部と認識していたため、車両代金にキャリア代金を含んで請求していた。	返還手続き中
西岡 政治	確認済み			無		業者がキャリアも自動車の一部と認識していたため、車両代金にキャリア代金を含んで請求していた。	返還手続き中
高床 孝之	確認済み	スピーカー代は個人から無償提供		無			
伊藤紀味枝	確認済み	自動車は、一体で借入。スピーカー代は、看板枠の新規購入で経費とした。	-	無			
森岡 暉	-			-			
阪本 明治	確認済み			無			
深山 匠男	確認済み			有	推薦ハガキ印刷代の記載漏れ	業者がキャリアも自動車の一部と認識していたため、車両代金にキャリア代金を含んで請求していた。	返還手続き中
森本 茂	-			-			
吉元 善宏	確認済み			有	ポスター私費分の記載漏れ		

木津川市職員措置請求書に係る関係人調査に対する報告書

選挙管理委員会では、平成19年4月22日執行の木津川市長選挙及び木津川市議会議員一般選挙において、木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（以下、「条例」という。）及び木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する規程（以下、「規程」という。）の規定により、公費負担を行った全ての候補者を対象として、届出された契約書等の書類を確認するとともに、契約の内容等についても候補者に再確認の通知を行った。

その結果を踏まえて調査事項の①及び②について、送付された木津川市職員措置請求書において、請求人の主張された内容に沿って弁明を行い、併せて③関係資料を提出する。

1 条例違反していると主張することについて

真実ではない請求であるとの主張は請求人の見解であり、選挙管理委員会では条例規則に従い請求の内容を確認し適正な支出をしている。

以下、公費負担に係る選挙運動用ポスター並びに選挙運動用自動車の借り入れ、運転手報酬及び燃料代については、それぞれ後述する。

2 ポスター代の50%を超える部分は通常相場より著しく高額であり法第2条第14項に基づく『最小の経費で最大の効果』の規定違反、地財法第4条第1項『必要かつ最小限度を超えてはならない』規定違反となるとの主張について。

選挙管理委員会は、条例に定められた手続きによって選挙運動用ポスターの公費負担を支払ったものであり、条例に定められている限度額の50%を超える金額の請求が一律に規定違反となるものとは考えられない。

当該候補者及び業者との間に自由な契約がなされ、その請求が本条例で定められた限度単価及び作成限度枚数の範囲内である限り、選挙運動用ポスターの企画、編集、デザイン、紙の種類・コーティングの有無等は候補者の判断に委ねられているため、作成費用は候補者によって千差万別となる。

このように候補者によってポスター作成費用が異なることとなっても公職選挙法や本条例においては、選挙運動の自由（憲法第21条）の重要性及び民法上の契約自由の原則を尊重する趣旨から、特段の規制を設けることなく候補者と業者との間に契約が結ばれ、その内容に基づき各候補者が自由に選挙運動ポスターを作成することが許されている。

以上により、選挙運動用ポスターは、候補者と業者との自由な契約に基づき作成され、定められた上限枚数と上限額の範囲内で公費負担されており、請求人が主張する選挙運動用ポスター作成費にかかる限度額の約50%を超える支払いがあったとしても、請求人が主張する法令違反にはあたらない。

3 ポスター掲示場の数と同数の契約枚数は考えられない。また収支報告書にはハガキ作成の記載がなく公費に入れ込んでいるとの主張について

選挙運動用ポスターの作成費用に関する条例においては、公費負担を受けることができる限度額をポスター作成単価の限度額に市のポスター掲示場の数（209箇所）を乗じた数と規定しており、前述のとおり候補者と業者との自由な契約が行われ、履行されたのであれば問題ない。

選挙管理委員会の再確認通知により、ほとんどの候補者から契約枚数のとおり納品されたとの回答があった。なお、2名の候補者については、公費負担分の契約は、209枚で届け出なければならないとの認識から、209枚の作成契約としながら、納品時点では240枚又は250枚の選挙運動用ポスターの納品を受けたとの回答があり、この2名の候補者が作成したポスターの209枚を超える部分に相当する費用は、公費負担の対象とはならないことから、候補者の連絡に基づき印刷事業者からすでに返還されたところである。

また、ハガキ印刷代について、候補者6名については収支報告書の記載漏れであり、修正の手続きが行われている。なお、他の候補者1名については、ハガキを作成されていないと回答を得ている。

4 選挙運動用自動車の賃借契約について

①選挙運動用自動車の契約について契約業者の標準価格を超える部分は違法である。また選挙運動用自動車に看板枠あるいは、音響設備を含んでいる場合は、その部分が違法とする主張について

②7日間のみを契約期間としている候補者、または、7日間を超える契約をしているが全額が公費負担となっているとの主張について

③1名の候補者は、自己の経営する会社の自動車を使用しており、公費での負担は不適切である。

①条例第4条第2号アにおいて、公費負担を行うのは選挙運動用自動車の借り入れについてのみであり、請求者の主張のとおり看板枠、音響設備については、公費負担の対象とはならない。

選挙管理委員会の再確認通知により、ほとんどの候補者については、自動車のみの費用であるとの回答があった。しかしながら、監査委員の事業者に対する調査により、一部のレンタカー業者がキャリアも車の一部と認識していたことが判明し、このレンタカー業者と自動車の他に看板作成、音響設備を含んで契約を結んだ4名の候補者については、公費負担の対象とならないキャリア料金が選挙運動用自動車の借り入れ費用に含まれているため、公費負担の対象とならない費用部分について、当該レンタカー業者に対し返還手続きを行っているところである。

②選挙運動用自動車の借入期間については、民法の契約自由の原則により候補者と業者（個人）との間に選挙運動用自動車の賃貸に関する契約が行われ、選挙運動用自動車の使用に対し支払うべき金額を契約したものであり、適正に支出されたものと考えている。

また、選挙管理委員会の再確認通知により、各候補者から選挙運動期間を借入期間とする契約金額であることを確認している。

③候補者と自己の経営する会社の自動車との契約により行われた選挙運動用自動車に対する公費負担については、条例第3条中において、『当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。』と規定されており、候補者の経営する会社は同一生計内とはならず違法な支出とは言えない。

5 選挙運動用自動車運転手の雇用について

選挙運動用自動車運転手の雇用に係る選挙運動費用の公費負担について、7日間を1人で運転することは不可能である。

公費の支出先が真実の運転を担ったものでなければ違法である。

収支報告書に、運転手日当7日分を無償提供として報告している候補者があり、実際に運転手に支払われているか疑わしいとする主張について。

選挙運動用自動車の運転については、候補者と公費負担を受けようとする運転手との間に行われた契約に基づき適正に執行され、提出された必要書類を審査した上で支出したものであり、適正に執行されていることを確認している。

7日間を1人で運転することが不可能である等の主張については、請求人の見解であり、それをもって不正な請求があったものとは言えない。

6 ガソリンについて

①選挙運動用自動車の燃料費について、選挙運動期間終了後に給油した27.72ℓの支出を行ったものについては不適切である。

②軽自動車を使用した候補者2名は、軽自動車のタンクの容量を超える給油量となっており、確認するべきであるとの主張について

①選挙運動用燃料に関する公費負担については、公費負担の対象とならない費用が1件含まれていたため、選挙管理委員会から業者へ連絡し、すでに返還されたところである。

②選挙運動用燃料費の公費負担については、市の条例及び規程で定められた請求手続きによって行われており、手続き上何ら瑕疵がないものと考えている。

また、公職選挙法では選挙運動用自動車のマイク・スピーカーを使った街宣活動は朝8時から夜8時までの12時間とされているが、規制されるのは、あくまでも選挙運動用自動車上からの連呼行為の禁止（公選法第140条の2）や街頭演説の時間（公職選挙法第164条の6）であり、選挙運動用自動車の走行時間の制限規定はない。また条例上1日での給油回数の制限もない。

したがって1日の給油量が軽自動車燃料タンクの容量を超えたことをもって、直ちに不適切な支出があったとは言えないものである。

なお、選挙管理委員会からの再確認通知により、候補者1名については、選挙運動用自動車以外の給油分があったことが判明したため、当該業者から、公費負担の対象とならない費用について、すでに返還されたところである。

7 収支報告書と選挙の公費負担との相違について

収支報告書は、公職選挙法第189条により、選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出義務を出納責任者に課した規定であって、候補者がいかなる寄付を受け、またいかなる収入があったか、さらにいかなる支出をしたかを報告せしめるとともに、これを公表し、選挙の公正を確保しようとする趣旨から設けられたものである。

一方、選挙運動に係る公費負担については、公職選挙法によりお金のかからない選挙を実現するとともに候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的とした制度であり、市の条例を制定し、決められた手続きにより業者及び個人からの請求を受けて、市が条例の範囲内でこれらの選挙運動に係る費用の一部を支出するものである。

よって、選挙の公費負担により支出した金額と収支報告書の記載内容とは法的根拠が異なるものであり、これらの支出額の違いをもって不正な支出が行われた根拠とはならない。